

令和6年度さんぽーと事業計画

さんぽーと

1. 基本方針

さんぽーとは、地域福祉に立脚した居宅介護、行動援護等を進めることにより、障がい者が地域の中で安定かつ充実した日常生活が営めるよう、下記の通り社会参加や余暇活動に対する支援をおこなう。

また、高井田苑、ホームにじ等の法人内事業所との連携を進めることで、利用者の余暇支援等の充実や地域での活動の拡大に努める。

2. 事業内容

(1) 居宅介護支援（ホームヘルプ）

自宅での掃除、食事、排泄、入浴、通院等の介護をおこなう。

(2) 重度訪問介護

常に介助を必要とする重度障害者に対して、入浴、食事等の介護をおこなう。

(3) 行動援護

行動障害を有し常時介護を要する方の余暇活動等にあたり、自傷、異食、他者への迷惑行為などの危険を回避するための援助をおこなう。

(4) 移動支援（市町村事業）

余暇活動や社会参加にあたり必要な外出支援をおこなう。

3. 重点項目

(1) 利用者支援について

感染症対策を徹底し、利用者の意向を踏まえながら支援方法、支援内容等を精査し、安全、安心な支援をおこなう。

また先年度に引き続き、利用者や家族のニーズを把握するため、日常の支援時に聞き取りや情報共有を丁寧に行うとともに「満足度調査」を継続し、その結果を支援に反映させる。

(2) 体制確保及び専門性向上について

登録ヘルパーの確保と専門性の向上のために、インターネット等を利用しての人材確保及び各種研修を実施し、資質の向上に努める。

中長期に渡り登録ヘルパー等及び正規職員を確保できる体制を維持し、安定した職員配置でサービスの質、量を高める。

(3) 法人内連携及び他事業所との連携について

地域生活支援センターさんねっと、高井田苑、ホームにじ等との連携を図りながら、在宅生活の充実、社会参加の促進及び余暇支援をおこなう。

柏原市内の相談支援事業所と連携して、地域における障がい者のニーズを把握するとともに新規

利用に繋げて利用者の増加に努める。

(4) 人権擁護意識の啓発と虐待防止等の研修

「障害福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」及び他の人権擁護等のマニュアルに準拠した啓発と研修の実施。

毎月開催するヘルパー会議において、計画的に虐待防止研修及び人権意識向上の啓発研修をおこなう。

令和6年度事業一覧

<さんぽーと>

| 事業名 | 事業内容 |
|--------------|--|
| 居宅介護（ホームヘルプ） | 在宅の障害者に対して、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等をおこなう。 |
| 重度訪問介護 | 重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的におこなう。 |
| 行動援護 | 自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援をおこなう。 |
| 移動支援 | 屋外での移動が困難な障害者について、余暇活動等の外出の際に移動の支援をおこなう。 |